

大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

核兵器への転用懸念

- ・リン酸トリブチル (TBP)
- ・周波数変換器
- ・質量分析計又はイオン源
- ・電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- ・大型の真空ポンプ
- ・耐放射線ロボット
- ・放射線測定器
- ・口径75mm以上のアルミニウム管
- ・高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- ・大型発電機

核・ミサイルへの転用懸念

- ・炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
- ・チタン合金
- ・マルエージング網
- ・しごきスピニング加工機
- ・数値制御工作機械
- ・アイソスタチックプレス
- ・フィラメントワインディング装置
- ・振動試験装置
- ・遠心力釣り合い試験器
- ・耐食性の圧力計・圧力センサー
- ・TIG溶接機、電子ビーム溶接機
- ・人造黒鉛
- ・大型の非破壊検査装置

ミサイルへの転用懸念

- ・微粉末を製造できる粉砕器
- ・ジャイロスコープ
- ・ロータリーエンコーダ
- ・大型トラック(トラクタ、トレーラー、タンクを含む)
- ・クレーン車
- ・カールフィッシャー方式の水分測定装置
- ・プリプレグ製造装置

化学兵器への転用懸念

- ・耐食性の反応器
- ・耐食性のかくはん機
- ・耐食性の熱交換器又は凝縮器
- ・耐食性の蒸留塔又は吸収塔
- ・耐食性の充てん用の機械

生物兵器への転用懸念

- ・密閉式の発酵槽
- ・遠心分離器
- ・凍結乾燥機

ミサイル・化学・生物兵器への転用懸念

- ・噴霧器を搭載するよう設計されたUAV
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。
2. 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

1. ニッケル合金又はチタン合金
- 1の2. 焼結金属
- 1の3. 1の2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
2. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの
3. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
4. 軸受又はその部分品
5. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品
 - 1) 数値制御を行うことができる工作機械
 - 2) 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）
 - 3) 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）
6. 二次セル
7. 波形記憶装置
8. 電子部品実装ロボット
9. 電子計算機又はその部分品
10. 伝送通信装置又はその部分品
11. フェーズドアレーアンテナ
12. 通信妨害装置又はその部分品
13. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
14. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
15. センサー用の光ファイバー
16. レーザー発振器又はその部分品
17. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
18. 重力計
19. レーダー又はその部分品
20. 加速度計又はその部分品
21. ジャイロスコープ又はその部分品
22. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
23. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
24. 水中用のカメラ又はその附属装置
25. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
26. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
27. ガスタービンエンジン又はその部分品
28. ロケット推進装置又はその部分品
29. (27) 若しくは(28)に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
30. 航空機又はその部分品
31. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
32. フラッシュ放電型のエックス線装置